

# 人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクト アクションプラン(牧原プラン)

平成26年6月

環境省「人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクト」

## プロジェクトの目的

動物は、私たちの生活を様々なかたちで豊かにしてくれ、時には家族と同じように、かけがえのない存在です。

しかし、無責任な飼い主による飼育放棄、迷子の犬猫、所有者がいない犬猫等、自治体の動物愛護センターや保健所に引き取られる犬や猫の数は年間21万頭にもものぼり、その8割近くが、やむを得ず殺処分されています。

このプロジェクトでは、命を大切にし、やさしさあふれる人と動物が共生する社会の実現を目標に、殺処分をできる限り減らし、最終的にはゼロにすることを目指します。

そのために、飼い主、事業者、ボランティア、NPO、行政等が一体となって取り組みを展開推進していきます。

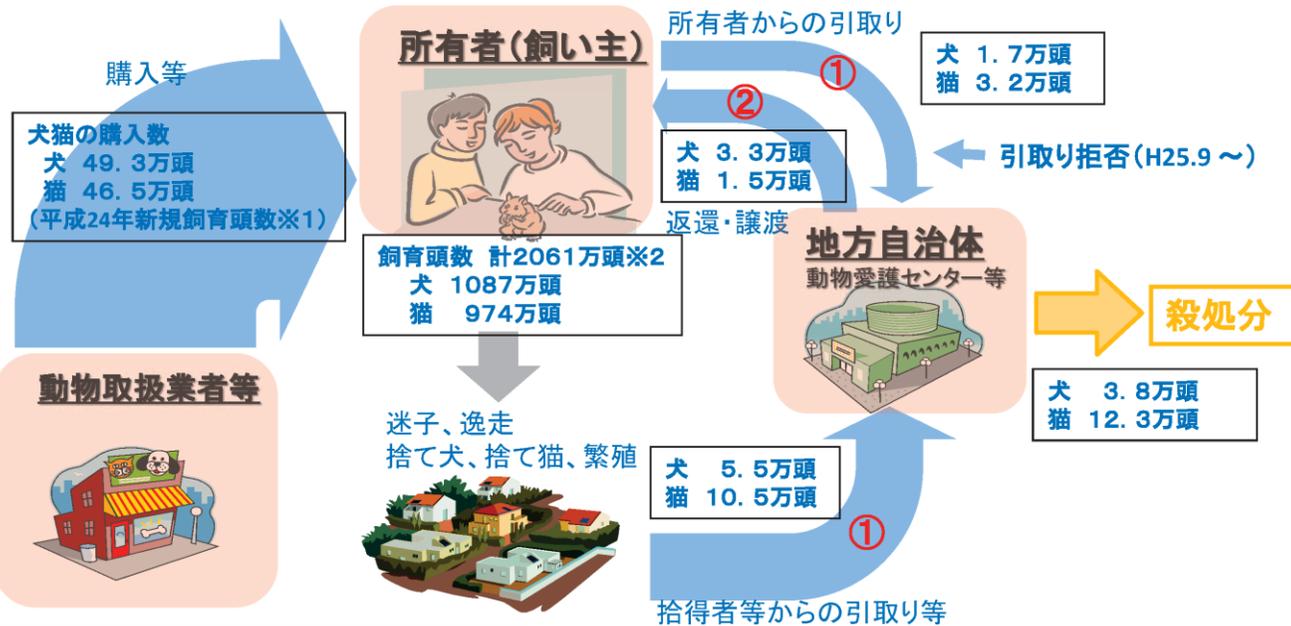
これまでの取組

- 平成25年11月20日  
プロジェクト発足・第1回会議：浅田美代子氏(女優)、杉本彩氏(女優)との意見交換
- 平成25年11月26日  
第2回会議：英国王立虐待防止協会(RSPCA)の担当者との意見交換
- 平成26年 1月21日  
第3回会議：自治体(長野県・熊本市)担当者との意見交換
- 平成26年2月4日  
自治体(都道府県、政令市、中核市 計109自治体)へのアンケート調査の実施
- 平成26年2月5日  
現地調査等：自治体施設(埼玉県・さいたま市)の現地調査、埼玉県知事との懇談
- 平成26年3月20日  
第4回会議：滝川クリステル氏(フリーアナウンサー)、藤野真紀子氏(料理研究家)との意見交換
- 平成26年4月10日  
プロジェクト特設サイトの開設
- 平成26年4月25日  
第5回会議：事業者(全国ペット協会、イオンペット)との意見交換
- 平成26年6月3日 アクションプラン「牧原プラン」、ロゴマーク発表
- 平成26年6月7日 エコライフ・フェア2014でのアクションプランの紹介(予定)



現状と課題

犬猫を取り巻く現状と課題  
～なぜ犬や猫の殺処分がなくなるのか～



殺処分がなくなることを目指すためのポイント

- ① 引取り数を減らす
  - ・所有者からの引取り(犬1.7万頭、猫3.2万頭)
  - ・所有者不明(迷子、遺棄、所有者のいない)の引取り(犬5.5万頭、猫10.5万頭)
- ② 所有者への返還、譲渡(3.3万頭、猫1.5万頭)を増やす

※1 2013年ペット関連市場マーケティング総覧より  
 ※2 一般社団法人ペットフード協会調べ、平成25年全国犬猫飼育実態調査より

## 野良猫問題

山崎悦子

今、目の前の大問題は、名古屋市の79のお寺の集団大墓地の中の遺棄猫達です。

広大な墓地公園の中を自動車道路が縦横に走り、夜中は、大型トラックなどが睡眠中です。お寺の中には、猫を駆除しているところもあり、人非人の散歩の犬が放され、ねこを襲ったり、いい加減な餌やり人がかえって、猫の交通事故を多発しています。当面者達が、当局に協力を訴えていますが、緑地局が東山公園の中にある公園管理事務所へ橋渡しされますが、遺棄猫保護管理救済の79のお寺の合意を取る事が出来るのはいつの事か分かりません。

私は、もう、引退の身なので何も出来ませんが、当面している人達の力の及ぶところでなく、彼女たちは、関係者が危機感を持ってないことに、怒りを持っています。

地域猫活動が広まるにつれ、無責任な餌やり迷惑問題も増えています。

事業所が迷惑しているケースなんかは、何の関係もない私たちが、間に入って対処する責任も義務もありません。

しかし、息をしている器物を放っておくことも出来ず、悩みます。

行政指針は雲の上という私達の行政批判は、予算獲得のため、そういう人も要るのだといわれていますが

筋が違うのです。例えば、地域猫を行うには、地域の合意がいるというのは不可能です。だから、実際に雲の上から降りてきて、現場で合意をとって下さいというものです。（モンスター相手に合意をとってみろ!!!）

仲間たちは 行政に向かって「なめるな」と言っています。

現場の事は具体的に表現出来ません。100件100様、100人100様で

す。

誰にでもわかるのは お金です。市の協議会に資金がなければ何も出来ないと言書で送ったら、山崎はいつもお金の事ばかり言うと言われました。一度言っただけです。

しかし、長くやっている仲間は 私も含めて何千万単位のお金を使っています。

私は 不測の事態の時のために、シェルター作業を、ペットショップのプロの人に頼んでありますが、時給7千円です。もし、私がこの作業をこの時給でやっていたら、軽く一億円を超えます。

名古屋市には、動物保護する人材が全く欠けています。

推進員の統括者は”松かさぽっくり”に目鼻を付けて、玩具をつくることを熱心にやっていますのでついに、このあいだ16区が役割分担と区画分担して、機能するように 提案いたしました。名古屋はこのように低調です。熱心な人は気が狂いそうと言っています。

線香花火のようなボランティアでなく、国は条例でもって継続持続する市民を待遇すべきと思っています。

新たな飼い主責任徹底と飼育税制とIDの徹底と監視、取り締まり、違反処罰制度の法制構築の必要を要請致します。



現在位置: [トップページ](#) [暮らしの情報](#) [ペット](#) [動物愛護・狂犬病](#)

京都市動物による迷惑等の防止に関する条例(案)第9条第2項に規定する「適切な給餌の方法に関し市民が遵守すべき基準」について

## 京都市動物による迷惑等の防止に関する条例(案)第9条第2項に規定する「適切な給餌の方法に関し市民が遵守すべき基準」について

ページ番号179722

ソーシャルサイトへのリンクは裏ウィンドウで開きます [ツイート](#) [シェア](#) 2015年3月10日

### 京都市動物による迷惑等の防止に関する条例(案)第9条第2項に規定する「適切な給餌の方法に関し市民が遵守すべき基準」について

#### 1 適切な給餌の方法に関し市民が遵守すべき基準

本市では、現在、権限の条例を議会に提案しているところです。

平成26年12月15日から平成27年1月14日まで実施いたしました条例の制定に係る意見募集においては、「無責任な給餌」の定義を明確にすべき旨の多くの意見をお受けしております。

本市としても、給餌行為の適正化を図っていくうえで、こうした基準を明確にお示ししていくことが必要と考えており、今回の条例案、第9条第2項で、市長が「適切な給餌の方法に関し市民が遵守すべき基準」を定めることができることとしております。

この基準については、パブリックコメントに寄せられた御意見に対する本市の考え方(以下「御意見に対する本市の考え方」という。)においても述べておりますとおり、環境省が示している「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン」(平成22年2月)に示されている地域猫についてのガイドラインに準拠した、多くの地域で受け入れられ、周辺住民の理解が得られる基準を作成し、改めてお示しをしてみたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

(御意見に対する本市の考え方)

[http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/cmsfiles/contents/0000178/178805/00\\_kekka\\_top.pdf](http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/cmsfiles/contents/0000178/178805/00_kekka_top.pdf)

#### 2 給餌の責任者等を登録する制度の実施

また、上記、意見募集においては、これまで独自に野良猫の繁殖抑制に取り組んできた方から、適切な給餌とそうでないものを一緒にして批判されるのではないかと不安の声をいただいております。

このため、御意見に対する本市の考え方において述べておりますとおり、周辺住民の理解を促すため、「希望により給餌の責任者等を登録する制度」を実施することを検討しております。

#### 環境省「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン」(平成22年2月)地域猫に係る記載の抜粋

##### V 地域猫

##### 1. 飼い主のいない猫の現状

全国の自治体で約20万頭の猫が収容され、その多くが殺処分されています。また殺処分される猫のほとんどは、不妊去勢手術をされていないために生まれた、生まれて間もない子猫です。

飼い主のいない猫も地域住民で適切な管理を行えば、猫による様々な被害を減らしていくことが可能となります。また、時間はかかりますが、猫の数を減らすことに成功した事例もあります。

そのためには、地域住民の合意のもと、それぞれの地域の実情に合わせたルールづくりが必要です。

##### \*地域猫とは

地域の理解と協力を得て、地域住民の認知と合意が得られている、特定の飼い主のいない猫。

その地域にあった方法で、飼育管理を明確にし、飼育する対象の猫を把握するとともに、フードやふん尿の管理、不妊去勢手術の徹底、周辺美化など地域のルールに基づいて適切に飼育管理し、これ以上数を増やさず、一代限りの生を全うさせる猫を指します。

## 2. 地域猫活動

地域猫活動は地域住民と飼い主のいない猫との共生をめざし、不妊去勢手術を行ったり、新しい飼い主を探して飼い猫にしていくことで、将来的に飼い主のいない猫をなくしていくことを目的としています。ただし、実際に数を減らしていくためには、複数年の時間を必要としますので、当面は、これ以上猫を増やさず、餌やりによる迷惑を防止するなどを目的としています。地域猫活動は、「猫」の問題ではなく「地域の環境問題」としてとらえ、地域計画として考えていく必要があります。

地域猫は野良猫とは異なります。フード、水やりの場所は決められ、排泄物の処理や周辺の清掃なども行われます。不妊去勢手術が行われることで数が増えることが抑えられます。

地域住民は猫による被害の現状を十分認識し、野良猫を排除するのではなく、地域住民が飼育管理することで、野良猫によるトラブルをなくするための試みであることを理解しなければなりません。

同時にこれ以上飼い主のいない猫を増やさないために、飼い猫を捨てることは犯罪になることを周知し、捨て猫の防止を徹底していく必要があります。

いくつかの自治体では、飼い主のいない猫に関するガイドラインが作成されています。

## 3. 地域猫活動の実態

### (1) それぞれの役割

#### ・地域猫の世話をする人(活動の主体)

飼い主のいない猫対策に取り組む主体になります。

地域住民のボランティアを中心に、趣旨に賛同したその他の地域住民や地域猫活動に経験を持つボランティア団体などとともに活動を行います。

代表者を決め、グループ、集団で役割分担しながら活動します。

#### ・行政

地域猫活動の普及啓発をはかります。

地域の対策に沿って必要な支援を行います。

具体的には、活動資金の助成、住民や関係者の連絡調整、ボランティア団体と連携したノウハウの提供、活動グループのネットワーク化、ガイドラインの普及、適正飼育の指導などがあります。

#### ・ボランティア団体

経験があるボランティア団体などに地域住民の相談に応じてもらったり、活動に参入してもらおうと効果的な場合があります。

### (2) 地域の合意

地域猫活動の実施には周辺住民の理解が必要であり、自治会としての合意は重要です。地域猫活動は、一方的に行えば人間同士のトラブルの原因になりかねません。

まず、周辺の人々に十分に趣旨を説明し、理解を得た上で行いましょう。地域で話し合いを行う際は、実際に活動を行う人、自治会、猫が苦手な方、猫の管理に反対な方も含めてください。

事前に各関係者が集まり現状を確認した上で、活動を行うかを検討し、意思の統一を確認した上で活動を始めることが必要です。

### (3) 活動のルール作り

参加者で役割分担、ローテーション、日程を決め、無理なく活動が継続できるよう、体制を作ります。

代表者を決め、トラブル・問題が発生した場合は対応します。代表者の連絡先などは明確にしておきます。苦情や意見は真摯に受け止め、記録として残しておくことで役に立ちます。

地域猫活動を行うことが決まったら、地域猫の世話をする人、自治会及び地域住民が集まり説明会を開きます。

### (4) エサやり

エサやり場は地域住民の迷惑がかからない場所に固定します。

エサは決められた時間に与え、それ以外は与えないようにしましょう。量は猫が食べられるだけを与え、食べ終わるのを待って容器を回収し、周辺の清掃をしましょう。置きエサは絶対にやめましょう。カラスがきたり、ハエ・ゴキブリなどの害虫発生や悪臭の原因になります。

エサや水は健康維持を考えて十分配慮してください。残飯を与えた場合には、猫のふん尿の悪臭を誘発し、また、猫が

人間の食べ物の味を知ることによりゴミなどを漁ってしまう場合もあるので、キャットフードを与えます。

#### (5)トイレの設置

周辺住民の理解が得られる場所にトイレを設置し、そこで排泄させるようにしましょう。排泄場所は常に清潔に保ち、排泄物は速やかに片付けましょう。

定期的にパトロールなどを行い、トイレ以外の場所に排泄してしまっても、すみやかに処理、清掃します。

#### (6)不妊去勢手術

地域猫活動に不妊去勢手術は不可欠です。性成熟する前(生後6ヶ月頃)に、オス、メスともに行うことが望まれます。飼い主のいない猫の寿命は4～5年と言われています。このため、地域の全ての飼い主のいない猫に不妊去勢手術を行えば、不幸な子猫の繁殖が防げ、だんだんと数が減っていくことになります。また、手術をすることにより性質がおとなしくなり、行動範囲が狭くなって、発情期の鳴き声やマーキングなども抑えられます。

飼い主のいない猫の不妊去勢手術は、猫の捕獲が予定どおりいかないことや院内感染源となる可能性があるなど、獣医師の負担も大きいようです。事前に、活動に理解のある動物病院へ協力を依頼しておく必要があります。

捕獲は1回で完了しないため、不妊去勢手術した猫と、未実施の猫の識別をする必要があります。識別する方法としては、V字カット、耳ピアス(ビーズ)、マイクロチップなどがあります。

#### (7)その後の管理

世話をしている猫の数、個体識別、健康状態の把握を行います。

世話をしている猫には首輪、名札などの目印をつけ、他の猫とは区別します。

感染症予防のため健康状態を把握し、異常を見つけた場合は、活動の代表者や獣医師に報告するなどの処置をします。

繁殖制限を受けていない猫が入ってきた場合など、個体把握をしていれば対処が早くなります。また、エサ代や不妊去勢手術費など、1年間あたりに必要な資金が計算しやすくなります。

#### (8)猫の譲渡(飼い猫化していくために)

地域猫から飼い猫になった例もあります。

捕獲した猫を新しい飼い主に譲渡する場合には以下のことに注意します。

譲渡を目的とする捕獲は、原則的に、猫に無用な警戒心を与えないために捕獲器の使用は控えます。譲渡先の飼育に問題を生じさせないためにも、継続的なエサやりにより飼い猫に近い状態まで人に慣れさせてから捕獲します。

新しい飼い主へは、地域猫であったことやその習性、留意事項を正しく伝えとともに、終生飼育・適正飼育のために本ガイドラインを紹介して、適正飼育に関する情報提供を行います。

#### コラム TNR活動

TNR活動は、地域猫活動の基本となる考え方で、飼い主のいない猫の繁殖を抑え、自然淘汰で数を減らしていくことを目的に、捕獲(Trap)し、不妊去勢手術(Neuter)を施して元のテリトリーに戻す(Return)活動のことです。

#### VI 迷惑防止策

住民の中には犬や猫が嫌いな人やアレルギーで近寄れない人がいます。敷地内に入ってきた犬や猫のふん尿に悩まされる場合もあります。また、猫がペットの小鳥や金魚をとったりする場合があります。犬や猫が家の敷地に入ってきたらどうするを紹介いたします。

- ・ごみの処理を確実にして、荒らされないようにする。
- ・犬や猫が入れないように網やネットなどで進入路を防ぐ。
- ・猫は水を嫌うので、通り道、ふんをする場所に水をまく。
- ・市販の猫専用忌避剤、酢、木酢液などを散布する。
- ・市販されている超音波発生器(センサーが猫をキャッチすると超音波を放射する機器)などの猫よけグッズを使用して猫の侵入を防ぐ。
- ・迷惑防止策のプレートなどを自治体からもらって貼る。

『犬のふん放置禁止』など、市区町村や保健所で配布していることがあります。

#### コラム 動物の遺棄・虐待は犯罪です

動物愛護管理法では、動物の遺棄・虐待行為について以下のとおり規定しています。

第44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

2 愛護動物に対し、みだりに給餌又は給水をやめることにより衰弱させる等の虐待を行った者は、50万円以下の罰金に処する。

3 愛護動物を遺棄した者は、50万円以下の罰金に処する。

犬猫の殺傷はもちろん、子犬や子猫を捨てる行為や、必要な食事や水を与えないといった行為などは絶対に行ってはなりません。飼い主には大きな責任があることを自覚しましょう。

#### VII 困ったときの相談先

わからないことや困ったことがあれば、都道府県、指定都市、中核市の動物愛護管理担当部署、あるいは最寄りの動物愛護センター、保健所、獣医師会などに相談しましょう。

また全国組織である財団法人日本動物愛護協会、社団法人日本動物福祉協会、公益社団法人日本愛玩動物協会や地域の動物愛護関連の公益法人などでも相談を受けているところがあります。

#### このページに対してご意見をお聞かせください

このページは役に立ちましたか？

役に立った どちらともいえない 役に立たなかった

このページは見つけやすかったですか？

見つけやすかった どちらともいえない 見つけにくかった

お寄せいただいたご意見は、今後のホームページ運営の参考とします。

確認する

#### お問い合わせ先

京都市 保健福祉局保健衛生推進室保健医療課(京都市保健所)

電話:075-222-3411

ファックス:075-222-3416

## 「飼い主のいない猫対策」10年間の成果

東京都動物愛護相談センター 業務係

佐竹浩之

東京都が飼い主のいない猫対策を始めて10年が経過し、この間、都は様々な事業を展開してきたが、このような事業の行政効果を数値的に評価することは難しい。10年目を節目に、区市町村の対応や猫の引取り数等に着目し、事業の成果と考えられる変化の捕捉を試みた。

### 1 背景

猫の不適正な飼育やいわゆる野良猫の増加に起因する被害等については、都市化、過密化した東京都では古くから問題となっており、昭和48年の動愛法、昭和54年の都条例制定後も、猫に起因する苦情や引取り・処分に関する問題は解決の方策が見出せず、対応に苦慮する時期が続いていた。

そのような中、東京都動物保護管理審議会は「猫の適正飼養推進策」について諮問され、平成11年に答申の中で「飼い猫への対策」と「飼い主のいない猫への対応」を提言した。飼い猫については、室内飼養、不妊去勢手術の実施、身元の表示の「猫の飼養三原則」を飼い主に求め、飼い主のいない猫については、地域の合意の下に猫を管理していく活動を、区市町村とともに支援していくというものであった。

### 2 モデルプランと支援事業の推進

飼い主のいない猫対策の足掛かりとして、都は「飼い主のいない猫との共生モデルプラン」を実践した。これは、ボランティア等が住民の合意の下に飼い主のいない猫対策に取り組む地域を指定し、区市町村と都が協力して支援していくというものである。都の技術的支援としては、モデル地域内の猫の一部について不妊去勢手術の実施、住民説明会等への講師派遣、ボランティアが使用する普及啓発資材の提供などを行った。

当初モデル地域の指定は伸び悩んだが、都の施策が認知されるに従い、区市町村が計画する施策の一部としてモデル地域の指定を希望する区市町村が名乗りを上げた。その結果、3年間で10地域程度を目標として始めた事業であったが、最終的に20地域を指定することとなった。(表1)

表1 飼い主のいない猫との共生モデルプラン実施状況

年 度	13	14	15	合計
モデル地域指定	2件	3件	15件	20件

モデルプランは3年で終了したが、地域での取組を広げていく必要があったため、平成17年度以降、「飼い主のいない猫との共生支援事業」として継続するとともに、区市町村で開

表2 飼い主のいない猫との共生支援事業実施状況

年 度	17	18	19	20	21	22	23	合計
支援事業実施地域	4件	-	5件	4件	2件	5件	-	20件

催するセミナーや講習会での講演などの協力を行った。(表2)

また、飼い主のいない猫対策に新たに取り組む区市町村を支援するため、都の医療保健政策区市町村包括補助事業のメニューに飼い主のいない猫対策を盛り込み、区市町村への財政支援策も確保した。

### 3 区市町村の対応の変化

飼い主のいない猫対策は、区市町村の関与がなくては広がり期待できないため、機会あるごとに区市町村への説明や具体的な情報提供を行い、地域への支援に当たっては区市町村の関与があることを条件とする仕組みを構築した。その結果、

温度差はあるものの多くの区市町村

で飼い主のいない猫対策への理解が進み、ボランティア認定制度や地域への不妊去勢手術費用助成など独自の施策を推進する区市町村も増え、対策が徐々に広がっていった。

区市町村における不妊去勢手術費用の助成制度については、昭和の時代は飼い主の意識の向上を目指した飼い猫の手術費用の助成であったが、平成13年以降は、飼い主のいない猫対策を目的としたものになっている。平成24年4月1日時点で飼い主のいない猫を対象とした助成制度を有する区市町村は、62区市町村のうち39区市町村に上っている。(図1)

### 4 統計の変化に見る飼い主のいない猫対策の成果

#### (1) 子猫の引取り数の推移

データのある昭和55年度からの子猫の引取り数の推移を見ると、昭和55年度には34,745匹あった引取りが平成23年度は1,979匹まで減少し、その95%は拾得者からの引取りである。

昭和55年度から60年度までは飼い主からの引取り(飼い猫が産んだ子猫)と拾得者からの引取り(飼い主のいない猫が産んだ子猫及び捨て猫)がほぼ同数であった。その後飼い主からの引取りが急激に減少しており、これは不妊去勢手術が普及し一般化してきた時期と一致する。それから4、5年遅れて拾得者から

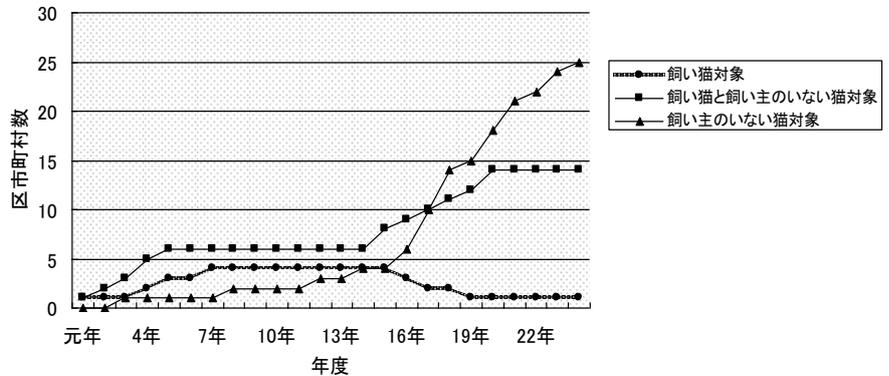


図1 猫の不妊去勢手術費用助成を実施している区市町村数

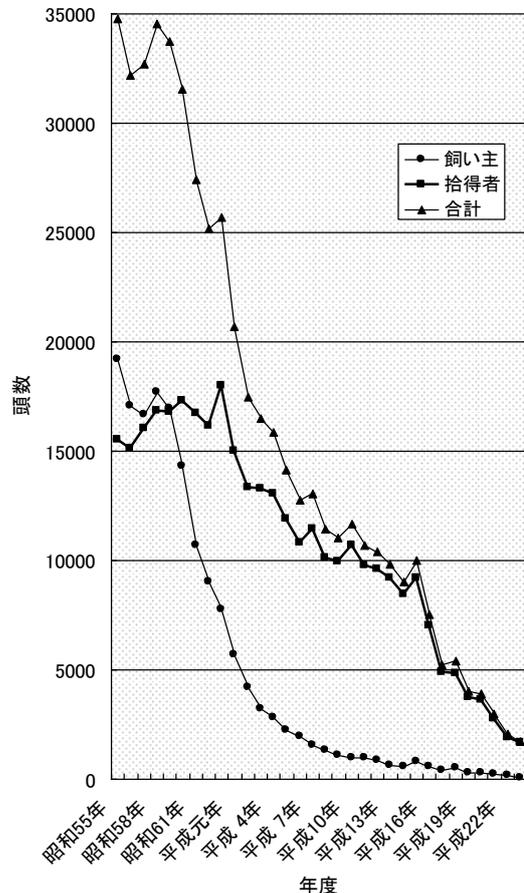


図2 子猫の引取り数の推移

の引取りが減少しているが、これについては、不妊去勢手術の普及により「捨て猫」の数が減ったためと考えられる。

平成8年頃からその減少率が低下して10,000匹前後を推移する時期が続くが、捨て猫の引取りが減少しているとすれば、そのほとんどが飼い主のいない猫が産んだ子猫ということになり、この水準が当時の飼い主のいない猫の数を反映した引取り数であると考えられる。

その後、平成16年頃から再び急激に減少し始めているが、これは、平成13年度からの都の対策により区市町村の対策が進み、地域での取組が広がって、不妊去勢手術を実施していない飼い主のいない猫の数が減少した結果と推測することができる。(図2)

### (2) 猫による苦情受理件数の推移

猫による苦情受理件数は昭和57年度から平成14年度まで1万件から1.5万件の間を推移していたが、平成16年度から減少し始め、平成23年度には6,258件まで減少している。子猫の引取り数の推移のような劇的な変化はないが、平成13年度からの対策が進む時期に同調している。(図3)

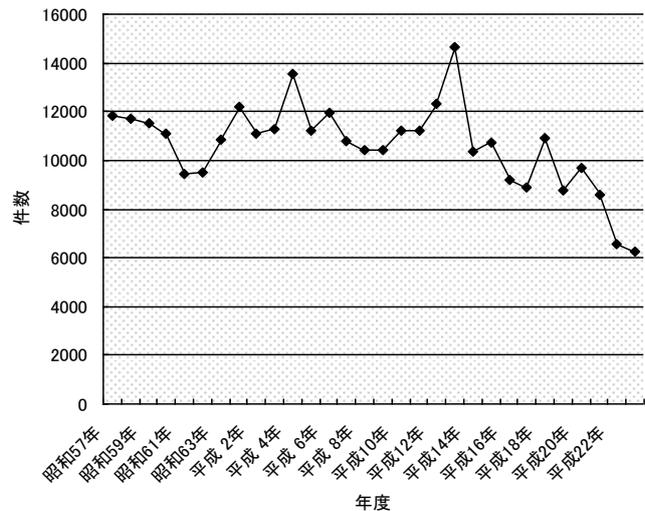


図3 猫による苦情受理件数の推移

### (3) 区の実施と子猫の引取り数減少の関係

区の実施の到達度とその効果を見るため、区部の実施と子猫の引取り数の変化との関係を調べた。

①早くから実施を開始した指標としてモデルプランへの参画、②支援の体系構築としてボランティア等の登録・認定制度、③区民への広報としてセミナー等の定期的開催、④地域への支援として不妊去勢手術費用の助成制度の4点について、その有無によりポイントを加算して区の実施の到達度を示した。23区をポイント数により5つのグループに分けて、グループ別に平成13年度と平成23年度の拾得者からの子猫の引取り数を比較した。

表3 区の実施と子猫の引取り数の関係

取組のポイント数	区の数	拾得者からの引取り数の合計		減少率 (%)
		(匹)		
		平成13年度	平成23年度	
4	2	479	50	89.6
3	5	1013	138	86.4
2	8	1865	338	81.9
1	7	2810	699	75.1
0	1	149	39	73.8
合計	23	6316	1264	80.0

その結果、すべての実施を行った2区の実施の到達度は、479匹から50匹に減少しておりその減少率は89.6%であった。同様に3

ポイントの区は5区あり減少率は86.4%、2ポイントの区は8区で減少率は81.9%、1ポイントの区は7区で減少率は75.1%、0ポイントの1区は73.8%の減少率となり、区の取組が進むに連れて子猫の引取り数の減少率が大きくなる傾向が認められた。(表3)

(4) 区の取組と猫に関する苦情受理件数の関係

同様に、猫に関する苦情受理件数について、区部での取組と苦情受理件数の変化との関係を調べた。その結果、全ての取組を行っている2区の減少率が43.28%と3ポイントの区を下回っているものの、3ポイントの区が65.90%、2ポイントの区が38.88%となり、さらに1ポイントの区は-4.87%、0ポイントの区では-82.65%と苦情が増えて

いるなど、子猫の引取り数に見られるような明確な傾向ではないが、概ね取組が進むにつれて苦情は減る傾向が認められた。(表4)

表4 区の取組と猫に関する苦情受理件数の関係

取組のポイント数	区の数	猫苦情受理件数 (件)		減少率 (%)
		平成13年度	平成23年度	
4	2	744	422	43.28
3	5	2214	755	65.90
2	8	2580	1577	38.88
1	7	2158	2263	-4.87
0	1	196	358	-82.65
合計	23	7892	5375	31.89

5 まとめ

問題解決のために地域での取組を行政が支援するという手法は、モデルプランを契機として徐々に区市町村に浸透し、地域住民の意識の高まりと相俟って、現在では各区市町村が自らの役割として地域の活動を支援する枠組を構築している。

子猫の引取り数や苦情受理件数が減少した要因の全てが都の施策にあるとする根拠はない。しかし、区市町村の対応に変化が見られたのは、モデルプランがきっかけとなったことが大きく、その後の都の働きかけによるものであることは間違いない。

横浜市磯子保健所の「地域猫」に対する取組は、民間レベルでの認知度の拡大に大きく貢献した。都の施策は、地域での取組に区市町村を絡ませることにより行政での取組を牽引し、平成17年3月には環境省が「飼養動物との共生推進総合モデル事業報告書」に都のノウハウを盛り込むなど、国も推奨する施策となった。

今回の調査では、区市町村の取組と努力が子猫の引取り数や苦情受理件数の減少という目に見える効果として表れており、基礎的自治体である区市町村の積極的な関与が成果に影響することが明らかになった。今回指標としたような取組は、現在では全国の自治体に浸透しつつあるが、長期的な取組とその効果との関係を示すことにより、さらに多くの自治体での取組を後押しすることができるものとする。

## 東京都の猫対策とその効果

東京都動物愛護相談センター  
佐竹 浩之

## 動物保護管理審議会答申 (平成11年3月29日) 猫の適正飼育推進策について

### 飼い猫への対策

#### 猫の飼育の3原則

- ・ 屋内での飼育
- ・ 不妊去勢手術の実施
- ・ 屋内での飼育

### 飼い主のいない猫対策

#### 猫との共存を図る活動を支援

- ・ 猫の飼育管理
- ・ 不妊去勢手術の実施
- ・ 地域の連携

## 飼い主のいない猫との 共生モデルプラン

### 実施時期

- ・ 平成13年度から15年度
- ・ 支援の期間は1年間

### 区市町村の役割

- ・ 集会場等、施設の提供
- ・ 連絡調整、広報等への便宜

### 東京都の役割

- ・ 普及啓発資材の集中的配布
- ・ 不妊手術等専門的技術支援

## 飼い主のいない猫との 共生モデルプラン

### モデルプラン実施状況

年 度	13年度	14年度	15年度	合計
モデル地域指定	2件	3件	15件	20件

## 飼い主のいない猫との 共生支援事業

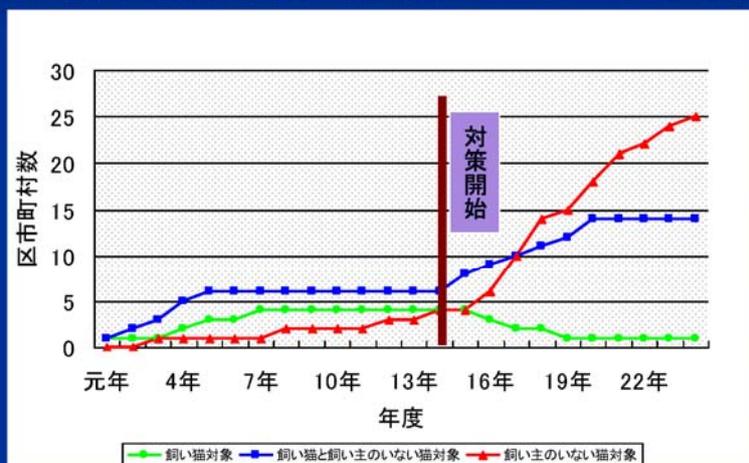
- モデルプランと同様の支援・協力
- 医療保健政策区市町村包括補助事業

### 共生支援事業実施状況

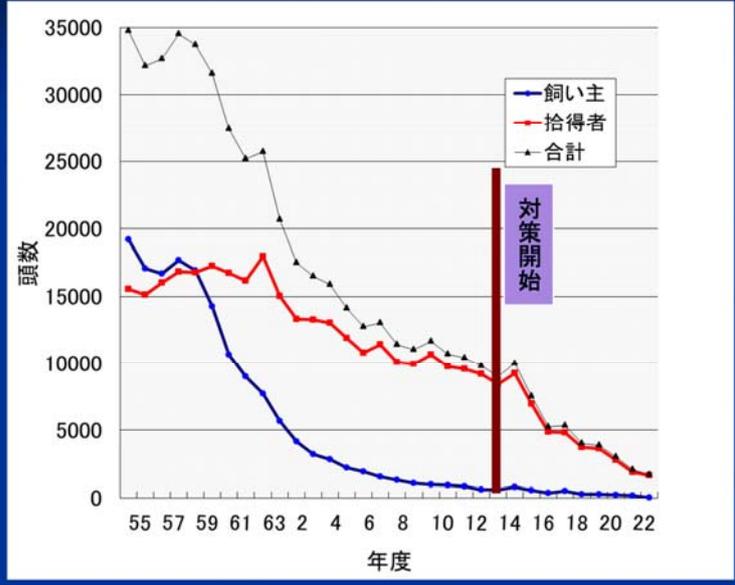
年度	17	18	19	20	21	22	23	合計
事業実施	4件	-	5件	4件	2件	5件	-	20件

## 区市町村の変化

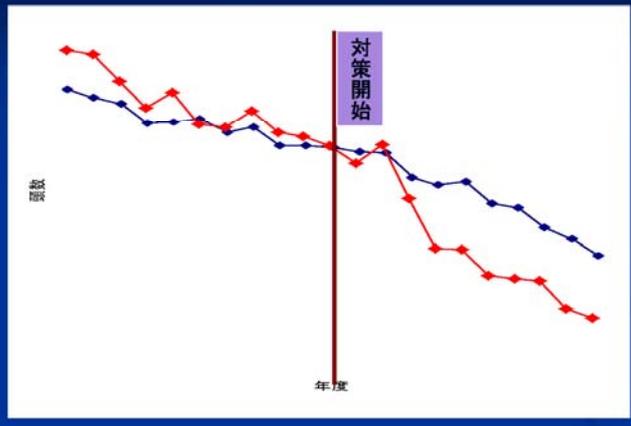
不妊去勢手術費用助成を実施している区市町村数



### 子猫の引取り数の推移

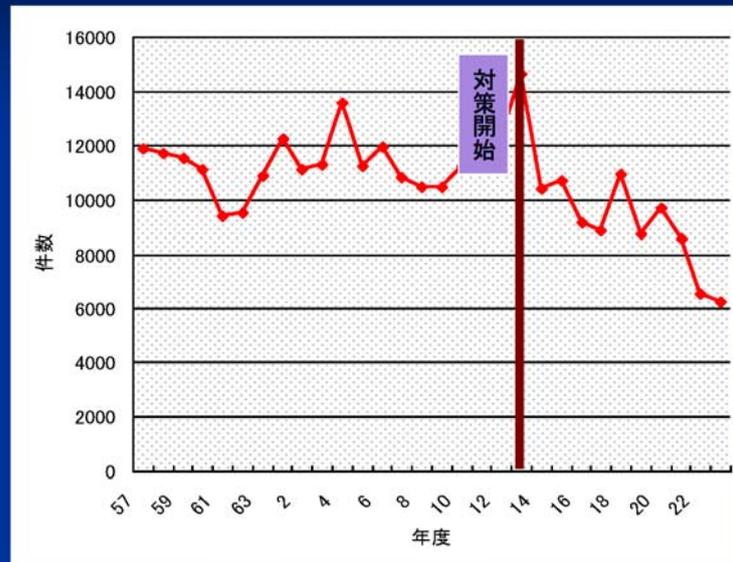


### 子猫の引取り数の推移



	所有者不明幼齢猫引取り数		減少率 (%)
	平成13年度	平成23年度	
全国合計	154638	82229	46.82
東京都	9201	1979	78.49

## 苦情受理数の推移



## 区の実施と子猫の引取り数の関係

### 実施の指標

- モデルプランへの参画
- ボランティアの登録・認定制度等の仕組み
- 「地域猫セミナー」等の定期的開催
- 不妊去勢手術費用の助成制度

### 区の実組と子猫の引取り数の関係

ポイント	区の数	引取り数の合計(匹)		減少率(%)
		13年度	23年度	
4	2	479	50	89.6
3	5	1013	138	86.4
2	8	1865	338	81.9
1	7	2810	699	75.1
0	1	149	39	73.8
合計	23	6316	1264	80.0

### 区の実組と猫の苦情受理件数の関係

ポイント	区の数	引取り数の合計(匹)		減少率(%)
		13年度	23年度	
4	2	744	422	43.28
3	5	2214	755	65.90
2	8	2580	1577	38.88
1	7	2158	2263	-4.87
0	1	196	358	-82.65
合計	23	7892	5375	31.89

## まとめ

- 平成13年頃から区市町村の取組が増加
- 平成16年頃から子猫の引取り数が減少

➡ 東京都の猫対策の時期と一致

- 猫対策に積極的に取り組む区

子猫の引取り数  
苦情受理件数 ➡ 減少の傾向

## まとめ

区市町村の積極的な取組が  
飼い主のいない猫対策を推進する



猫対策をきっかけに区市町村の  
動物愛護行政への関与が進む

# 「京都市条例 最新報告」

=====

## ■野良猫餌やりに罰則…賛否

### 京都市条例案、愛好家ら反発

<http://www.kyoto-np.co.jp/politics/article/20150309000128>

京都新聞【2015年03月09日 22時50分】

京都市が開会中の2月市議会に提案している「動物による迷惑等の防止に関する条例案」が論議を呼んでいる。犬や猫のふん尿被害を防ぐため、無責任な餌やりなどを禁止し、従わない場合は罰則を科す内容だが、ペット愛好家らは「適切に餌やりをしている人たちの行動まで制限する」と反発している。条例案に関して寄せられた市民意見は3千通以上にものぼり、ペットなど動物に関する関心の強さをうかがわせている。

市によると、市内の保健センターに寄せられた犬や猫のふん尿被害は2013年度は671件、12年度は1003件。飼われている犬や猫のほか、野良猫による被害もあるという。

市は野良猫の繁殖とふん尿被害を減らすため、10年度に「まちなこ活動支援事業」を始めた。地域住民3人以上で野良猫を世話する活動団体を作り、町内会長らの同意を得て、トイレや餌やりの場所を決める。市家庭動物相談所で避妊や去勢の手術を無料で施し、地域で管理する。

13年度までに90地域が登録し、計583匹が手術を受けた。それでも被害は後を絶たず、条例提案に踏み切った。

北区の自営業の男性(64)は近くの住民が野良猫への餌やりを始めた4、5年前からふんや尿の被害に悩まされた。昨年、地域で市のまちなこ活動支援事業に応募した。4、5匹に手術を受けさせ、被害は減ったという。「被害はほぼ毎日で、広範囲に及んだ。餌やりしている住民に注意するのが怖くてできない人も多い」と話す。

一方、動物愛護活動などをしている人たちは条例案に反対の意思を示す。9匹の猫を飼っている西京区の主婦(64)は地域の有志たちと一緒に、近くで十数匹の野良猫に朝と夕方に餌やりをしている。自費で手術も受けさせたという。条例案について「適切な餌やりの範囲が示されていない。野良猫を減らそうと善意で世話をしたり、手術を受けさせている人たちまで罰せられる可能性がある」と懸念する。

餌やりをしなければゴミ袋などをあさり、子どもを産むため、被害は減らないとし「適切に管理して手術を受けさせることが必要」と話す。市内には手術を安く受けさせてくれる活動をしている団体があり、年間千匹以上の手術をしているという。主婦は「本来は市が責任を持って手術を受けさせるべき。市の

まちねこ活動も地域の反対があればできない」と語る。

市によると、周辺の生活環境に影響を及ぼす野良猫などへの餌やりを規制する条例は東京都荒川区と北海道北斗市にあるという。荒川区では罰則規定があるが、同区によると、これまで適用例はないという。

〈京都市動物による迷惑等の防止に関する条例案〉野良猫などに対して餌やりをする時は周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼさないようにし、市長は適切な餌やりの方法に関して基準を定めることができるとしている。また、犬のふんを回収し、猫は屋内で飼うことなどを飼い主に求めている。餌やりなどで悪質な行為が続けば、市が指導や勧告を行い、従わなければ5万円以下の過料を科す。

## ■野良猫餌やり規制:条例化に疑問続出 京都市で - 毎日新聞

<http://mainichi.jp/select/news/20150315k0000e040162000c.html>

毎日新聞 2015年03月15日 15時24分

◇餓死懸念／市民に周知かぎに

京都市が、野良猫に不適切に餌をやる行為などを罰則付きで禁じる条例案を開会中の2月市議会に提案し、議論を呼んでいる。動物のふん尿やににおいに苦しむ住民からは期待の声が上がる一方で、「適切な餌やりも排除される」「野良猫が餓死してしまう」など、市には条例化への疑問や批判を中心に3005通にも上るパブリックコメントが寄せられた。市によると、同種の条例は東京都荒川区などにあるが、政令指定都市で条例化の動きは初めて。市は20日の条例案採決を前に、15日に市民を対象にした説明会を開く。【宮川佐知子】

市によると、2013年度に市民から寄せられた犬猫のふん尿被害に関する苦情は671件。苦情は減少傾向だが、「マナー違反を規制する抑止力が必要だ」と条例化の準備を進めてきた。

「京都市動物による迷惑等の防止に関する条例案」は、所有者がいない猫などに不適切に餌を与え、環境を悪化させる行為を禁止。違反者には市が中止を勧告、命令し、従わない場合は5万円以下の過料を科す。市の説明では、自宅敷地内で行う▽清掃をする▽地域の同意を得る—などの条件を満たせば「適切なえさやり」として、禁止対象にならないとしている。

しかし、1月中旬までパブリックコメントを募集したところ、条例への批判、疑問が続出。猫と地域の共

存を目指す「ゼロの会」(京都市)の根津さゆり代表は「地域の同意を得るのは難しい場合もある。条例ができれば、無責任な人間が生み出した野良猫を餓死させてしまう」と懸念。市民団体「THE ペット法塾」代表の植田勝博弁護士も「餌やりは本来自由な行為であり、条例は動物愛護法の趣旨にも反する」と指摘する。

一方、京都市は2010年度から地域住民による猫の世話をサポートする「まちなこ活動支援事業」を進めてきた。町内会などの同意を得て餌やりをする住民を支援する制度で、避妊や去勢手術の費用を市が負担する。これまで112地域が登録し、市は今後も条例化と並行して事業を進めていく方針。

京都市伏見区で「まちなこ活動」に携わる中村美保子さん(58)は「自分の好きな時だけ餌をやったり、清掃をしない勝手な人もいる。餌をやるなら最後まで責任を持ってほしい」と話し、条例案に理解を示す。

日本動物愛護協会(東京都)の杉山公宏理事長は「条例案は動物の命の大切さや適正管理に触れており、動物に好意を持つ人、持たない人双方が納得できる内容。(条例化には)市民にいかに周知徹底させるかがかぎだ」とコメントした。

奈良市では13年に条例化されたが、計画段階で、野良猫の餌やり規制には批判が高まり、カラスによる被害防止に限定された。

## ■野良猫への対応、市民ら意見

### 京都市が条例案説明会

<http://www.kyoto-np.co.jp/politics/article/20150315000122>

京都新聞【2015年03月15日 22時30分】

京都市が開会中の2月市議会に提案し、議論を呼んでいる「動物による迷惑等の防止に関する条例案」の市民向け説明会が15日、同市中京区のハートピア京都で開かれた。参加者からは、従来の自費やボランティアによる繁殖抑制や餌場の管理で野良猫を減らせるとする意見などが出た。

条例案は犬や猫のふん尿被害などを防ぐため、無責任な餌やりを禁止し、従わない場合は罰則を科すなどの内容。市民意見を募集したところ、地域で野良猫を適切に管理し、避妊や去勢手術を受けさせている人たちにまで罰則が及ぶことを懸念する意見など3千通以上が寄せられたため、市が説明会を開いた。約130人が参加した。

市保健衛生推進室の中谷繁雄生活衛生担当部長が条例案の内容を説明し、「野良猫への餌やりを禁止しているわけではない。ルールに従わない餌やりによって周辺住民に迷惑が及ぶことを防止していきたい」と理解を求めた。

参加者の一人で、野良猫の繁殖抑制の活動に関わっている女性は、20年以上の間に3万匹以上に手術を受けさせたことを紹介。地域で適切に管理して手術を受けさせれば野良猫は減るとし、マナー違反で猫を捨てる人がなくなるルール作りが必要と訴えた。また、「手術しても追いつかないくらい猫は増えるのに、獣医や保健所に危機感がない」と指摘した。

ほかにも、「条例の名称が猫が迷惑をかけるように受け取れる。共生という言葉を入れればいい」などの意見が出た。

また、市に登録して地域で野良猫を管理する「まちねこ活動支援事業」に関わる市民や、獣医師、大学教授らによるパネル討論も開かれた。

## ■野良猫餌やりで基準案 京都市条例案、

### 届け出制創設も(京都新聞) - Yahoo!ニュース

<http://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20150316-00000026-kyt-l26>

3月16日(月)22時3分配信 京都新聞

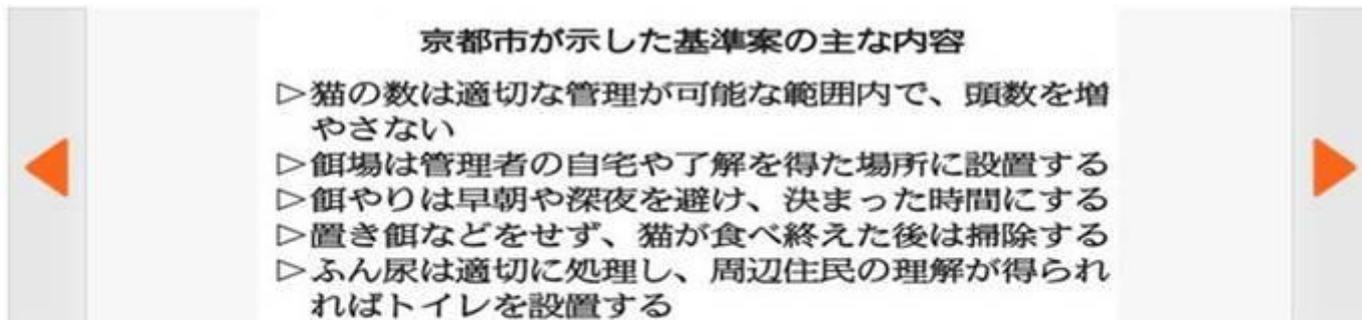
京都市が開会中の2月市議会に提案している「動物による迷惑等の防止に関する条例案」に関し、市は16日、条例案で市長が定めることができるとしている野良猫などへの適切な給餌方法の基準案を明らかにした。また、地域で餌やりをする場合の新たな届け出制度を創設する考えも示した。

基準案は、条例案が定める不適切な餌やりが続いた場合の罰則規定について、地域で野良猫を適切に管理している人たちにまで罰則が及ぶとの懸念が多く、市民らから寄せられたことを踏まえ、市が考える適切な餌やりの内容を明確にするため作成した。野良猫を地域住民を含む複数人で管理するよう努め、一定期間の間に避妊や去勢手術を行うことなどを盛り込んだ。

新設する届け出制度は、基準案の内容を守った上で、管理する住民らが市に届け出る仕組み。餌場に管理頭数や給餌の時間、届け出番号などを明記した掲示を行うことができる。市の保健センターは、近隣住民から苦情や問い合わせがあれば制度や趣旨を説明する。管理者が周辺住民に影響を及ぼす方法で餌やりをした場合は助言や指導を行う。

新制度では、複数の地域住民で野良猫を世話する市の「まちねこ活動支援事業」で、町内会長らの同意が得られなかったり、管理する住民が複数集まらなかったりするケースでも、適切な方法であれば餌やりができるようにする。

市は16日の市議会教育福祉委員会で基準案と届け出制度の内容を示した。委員の「届け出をせずに餌やりをしている人たちはどうなるのか」との質問に、「届け出は任意性。届け出なくても適正にして、周辺住民に影響を及ぼさなければ(条例案の)勧告や命令の対象にはならない」と答えた。



**京都市が示した基準案の主な内容**

- ▷猫の数は適切な管理が可能な範囲内で、頭数を増やさない
- ▷餌場は管理者の自宅や了解を得た場所に設置する
- ▷餌やりは早朝や深夜を避け、決まった時間にする
- ▷置き餌などをせず、猫が食べ終えた後は掃除する
- ▷ふん尿は適切に処理し、周辺住民の理解が得られればトイレを設置する

## 野良猫餌やりで基準案 京都市条例案、届け出制創設も

京都新聞 3月16日(月)22時3分配信

京都市が示した基準案の主な内容

## ■野良猫エサやり禁止 京都市条例案に賛否

「悪臭耐えられぬ」「餓死してしまう」(産経新聞) - Yahoo!ニュース

<http://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20150318-00000136-san-soci>

3月18日(水)14時50分配信 産経新聞

古都の街並みを歩く野良猫に、無責任にエサを与えることを禁じる京都市の罰則付き動物迷惑防止条例案が、議論を呼んでいる。最高5万円の過料を科す政令市としては初の条例案だが、「腐ったエサの臭いが耐えられない」という住民らと、「野良猫たちが餓死してしまう」という愛猫家が対立している。町で暮らす「まちなこ」がかわいいという点では一致しているものの、双方が納得する解決策は見いだせていない。

条例案は、野良猫などの動物にエサを与え、住民に鳴き声や糞尿(ふんにょう)の被害を生じさせることを禁止している。エサやりそのものを禁じるわけではないが、残飯を放置するなど「周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼすような給餌を行ってはならない」と規定している。犬を5匹以上飼育する場合も、届け出を義務づける。

市は開会中の市議会に条例案を提案している。予算特別委員会では、「時期尚早ではないか」といった反対意見も出たが、「住民の苦情も理解できる」と賛成の声が多く、20日の本会議で採決される見通しだ。可決されれば、4月1日から施行される。

市には住民から「エサ目当てに集まる猫の鳴き声や臭いが不快」などと苦情が寄せられており、今年度は2月末までに821件もの相談があった。一方、条例案については市民から3005件のコメントが寄せられ、9割以上が猫のエサやりについての賛否だった。このうち7割以上が条例案に否定的で、「京都のイメージダウンになる」「虐待にあたる」との声もあった。

市の担当者は「一定のルールを設け、人と動物が共生できる街づくりを進めたい」と話している。

\*\*\*\*\*

## ■京都条例に関する意見書

「猫と友達 地域猫 東久留」川井満 川井登志子

ドイツ国民は初めからユダヤ大虐殺をしていたのではありません。ユダヤに対する差別の心がドイツを大量殺人にまでいかせたと思います。私たちはこれを真剣に考えなくてはなりません。

京都市のノラ猫に餌をやらないとする条例ができれば、ノラ猫は餌をもえらず、弱り、弱ったノラ猫は人に追い掛け回され、死に向かう。子供たちがそれを見て、ノラ猫を追い回す。このことは十分ありうることです。子供たちの中にはさらに弱いもの虐めをする子も出てくるでしょう。

2015.3.17、NHKTVで「中3少年が小学校に侵入してヤギを殺そうとした」と報じました。中3少年が「イスラム国動画を見てヤギで殺人練習！？」とあります。その映像を下に掲げます。

TVの画面にある、「次は子どもとか人に行くのかなって思うと怖いと思います」、これは誰もがそう思います。これは、京都市が真剣になって考えなければならないことです。

子どもの心考えたとき、ノラ猫に餌をやらないとする条例は作ってはならないものです、野良猫が居る街、京都を造っていくべきです。

私たちはノラ猫に餌をやらないとする条例に、絶対、反対します。





## ■京都市への要望書

弁護士 箱 山 由 実 子

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京 都 市 会 御 中

拝啓 当職は、東京で弁護士として働きながら、動物を守るための活動を行っている者です。

明日3月20日、京都市において、猫に対する給餌を原則として禁じる条例(以下、「本件条例」といいます。)が可決される見込みであると聞き及び、本書を差し上げております。

ご承知の通り、地方公共団体の条例制定権は「法律の範囲内」に限られるところ(日本国憲法第94条)、動物の愛護及び管理に関する法律(以下、「動物愛護法」といいます。)第2条は「動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない。」と定めています。

本件条例は、猫に餌をやることを罰則付きで禁じることにより、猫を飢えさせて苦しめ殺すものであり、動物愛護法第2条に違反すると当職は考えております。本件条例が定める、例外的に給餌が許されるための要件は厳格に過ぎ、それを充たすことができない給餌者が多数存在すると思われます。

動物愛護法第1条は、「この法律は、動物の虐待及び遺棄の防止、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全の保持等の動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もつて人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする。」としています。動物愛護法という「法律」は、動物愛護、生命尊重、友愛、平和の情操の涵養を目指そうとしているにもかかわらず、その思いから猫に餌をやると、本件「条例」によって罰せられる、という事態が生じることは、憲法第94条の趣旨に反します。

当職は今年2月、京都の高山寺を訪れました。同寺は、明恵上人によって再興された寺であり、ユネスコの世界遺産にも登録されています。同寺の職員のご説明によると、同寺は世界遺産の登録に向けた活動は何ら行っておらず、いつユネスコの調査がなされたのかも知らないまま、世界遺産登録の知らせを受けたとのこと。明恵上人は、ほぼ同時期をイタリアのアッシジで生きたカトリック教会の聖

人フランシスコと同様、動物や自然を慈しんだ方であるとされ、そのことも、ユネスコに評価されたのではないかとのことでした。

残念ながら未だに世界から紛争や殺戮が絶えることはありませんが、日本を含め諸外国や国際連合が平和を希求し模索していることは、周知の事実です。当職は、ユネスコによる「動物の権利の世界宣言」の前文「人間が動物を尊敬することは、人間自身のなかの人間の尊重につながる」や、我が国の動物愛護法第1条の「動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資する」との文言が、世界平和への大きな指針になると考えております。

京都は、日本を代表する、世界有数の観光都市として認められています。京都市におかれましては、世界が目指そうとしている動物愛護や世界平和の実現に逆行し、動物愛護法に違反する条例を制定することはなさいませぬよう、強く要望致します。

敬具

平成27年3月19日

---

## ■ 京都新聞 「誤解受けた」 条例案の名称変更

### 京都市の犬猫餌やり禁止

京都市議会の予算特別委員会は19日、市が開会中の2月市会に提案している犬猫のふん尿被害などを防ぐための「動物による迷惑等の防止に関する条例案」の名称を「動物との共生に向けたマナー等に関する条例」に改めることを決めた。「迷惑」の言葉がペット愛好家らの誤解を受けたとして自民党が修正案を出し、賛成多数で可決された。20日の本会議で正式に決まる。

また、条例を市民に知らせる期間が必要として、施行日も原案の4月1日から7月1日に延期する。罰則は原案通り10月1日から施行する。

自民は修正案の提案理由として「原案の名称は、動物が迷惑をかける印象を与えるので、条例の本来の趣旨である『共生』を前面に打ち出した」と説明。民主・都みらい、京都党の各会派と無所属の2議員が賛成した。

公明党は「市民への説明が不足している」などとして名称、施行日とも10月1日に、罰則導入は来年1月1日に延長し、「野良猫」の定義など条文も変更する修正案を提出したが否決された。共産党は「困っている人と愛好家の相互理解を支援するのが行政の役割で、禁止や罰則はなじまない」と原案、修正案ともに反対した。

【2015年03月19日 21時34分】\*\*\*\*\*

■京都市「動物による迷惑等の防止に関する条例案」  
に関する基準案についての ANJ 意見書

2015年3月19日

全国動物ネットワーク

京都市では、「動物による迷惑等の防止に関する条例案」を市議会に提案しており、この条例案が違法・不当な内容を有するものであることは、様々な団体が述べているし、既に当ネットワークにおいても意見を述べたところである。さらに京都市は、この条例案に関し、2015年3月16日、市が考える適切な餌やりの内容を明確にするための基準案を作成したとのことである。

しかし、この基準案もまた、以下に述べるとおり、極めて不当なものである。

- 1 第一に、この基準案は、条例案中の罰則規定の内容を明確にすることを目的として作成されたということのようであるが、罰則規定の具体的内容をこのような基準案に委ねなければならないこと自体、条例案の内容が不明確であって違法性が高いことを何よりも雄弁に物語っている。
- 2 第二に、このような基準案を作らなければならないのであれば、条例案の内容と同時にその内容を公にしなければならないはずである。そもそもこの条例案はパブコメ募集の際には未だ具体的な条文が示されず、いい加減な内容の「骨子」しか示されておらず、制定過程にも大いに問題があったものであるが、市議会の会期終了間際になってこのような基準案をようやく公表するということにも問題がある。この過程の問題だけを取り上げても、本条例案は廃案とされて然るべきものである。
- 3 第三に、基準案の具体的内容においても、次のような問題がある。
  - (1) 「猫の数は適切な管理が可能な範囲内で、頭数を増やさない」と書かれているが、適切な管理が可能な範囲内というのが具体的に何頭なのか、明確ではない。このような不明確な規定では、市が恣意的に極端に少ない頭数を設定するというのも十分に可能である。また、頭数を増やさないということについては、むしろ、市の方でどのような対策(援助策)を考えるのが重要であるにも拘らず、この点については何も触れられていない。
  - (2) 「餌場は管理者の自宅や了解を得た場所に設置する」と書かれているが、現状では、必ずしも餌やりの場所の管理者の了解を得ていないような場合(例えば、公共の場での餌やりなど)があると思われる。そのような場合、条例制定後に、管理者

が了解をしなかった場合、不適切な餌やりをしているということにされてしまうが、その場合、餌を与えられなくなった猫は、衰弱し、餓死に至る可能性が高くなる。この基準案は、このような、猫の虐待を招来する危険性の高いものといわざるを得ない。

- (3) 「餌やりは早朝や深夜を避け、決まった時間にする」と書かれているが、むしろ、餌やりの現場では早朝や深夜に行っている場合も多いと思われる。また、早朝や深夜に餌やりを禁止する根拠が不明である。この文言は餌やりの現状を知らない者が机上で作った駄文である。
- (4) 「置き餌などはせず、猫が食べ終えた後は掃除する」と書かれているが、野良猫等の中には、人に慣れておらず、人がいる前では餌を食べないどころか姿を隠して出てこないものもいるし、餌やりの人が行く時間に必ずしもその場にいるとは限らないという猫もいる。置き餌をすることには、当該地域の猫の命を保障するために、一定の合理性がある。この文言も、猫の習性を知らない者が机上で作った駄文である。
- (5) 「ふん尿は適切に処置し」などと書かれているが、ふん尿の適切な処置とは具体的にどのようなものか、全く不明である。

4 以上のように、この度公表された基準案は、その公表の過程においても、その内容においても、重大な問題点がある。このような基準案は、条例案と共に廃案とされるべきである。

\*\*\*\*\*

## ■ 告発状

平成27年3月19日

京都府警察本部長 殿

告発人 鶴田真子美、中村光子、溝上奈緒子

被告発人

住所 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市役所

氏名不詳（京都市情報館作成担当者）

住所 同上

氏名不詳（京都市保健福祉局長）

住所 同上

氏名不詳（京都市保健福祉局保健衛生推進室長）

住所同上

氏名不詳（京都市保健福祉局保健衛生推進室保健医療課長）

### 第1 告発の趣旨

被告発人らの下記所為は、刑法第156条 虚偽公文書作成罪に該当すると考えるので、被告発人らの厳重な処罰を求めるため告発します。

### 第2 告発事実

被告発人らは、共謀のうえ、平成27年2月12日、京都市公式ウェブサイト「京都市情報館」において、「京都市動物による迷惑の防止に関する条例（仮称）の制定に関

する本市の考え方について」（ページ番号177678）と題する文書を掲載したが、その後、同文書の日付を2月6日付という虚偽の日付に変更し、もって虚偽の公文書を作成したものである。

### 第3 告発の事情

THEペット法塾の、京都市パブコメへの意見、及び平成27年2月7日の「京都市条例案は形を変えた殺処分」の全国集会にて、「野良猫に冷たく、動物愛護管理法等に反し、地域猫に違う、誤った条例が作られないよう、動物愛護管理法、京都動物愛護憲章に沿った条例の制定を求めた」集会宣言に対して、京都市は、平成27年2月12日付京都市公式ウェブサイト（京都市情報館）において、「全国に誤った情報を流したことにより誤解をさせた」旨の虚偽の公報を行った。

2月16日に、THEペット法塾が、それに対する反論を提出すると、その後、**京都市は、公報の日付を、2月7日全国集会の前の、2月6日付に遡らせた。**

京都市の虚偽公報は、電子公文書の品位を著しく損なうものであり、多くの国民の、公文書に寄せる信頼を多大に損ねることになった。

### 第4 立証方法

甲第1号証 京都市HPの写し（書換え前の日付のHP文書）

甲第2号証 京都市HPの写し（書換え後の日付のHP文書）

甲第3号証 THEペット法塾HPに掲載された文書1～9の写し

甲第4号証 全国動物ネットワークHPに掲載された文書1～8の写し

甲第5号証 環境省HPに掲載された文書の写し

甲第6号証 改正動物愛護法・付帯決議（平成24年8月28日）

第5 添付資料 甲号証各1通

---

## ■朝日新聞：野良猫に餌やり「禁止」条例が成立

### 反対の声も 京都市

[朝日新聞デジタル](#) 3月20日(金)14時2分配信

野良猫への不適切な餌やりを禁止する条例が20日、京都市議会本会議で可決、成立した。7月1日に施行される。条例化の背景には餌やりをめぐるトラブルが各地で相次いでいることがある。一方で、「動物愛護の流れに反する」と反対の声もある。

条例では、野良猫など、飼い主がいない動物への不適切な給餌（きゅうじ）で、住民の生活環境に支障が生じた場合は、餌をやった人に対して勧告・命令を行い、命令違反の場合は10月1日から5万円以下の過料を科す。

京都市には今年度、鳴き声や臭いなどの猫に関する744件の苦情が寄せられた（2月末現在）。昨年12月から今年1月まで条例案のパブリックコメントを募集したところ、約3千件の意見が寄せられ、2千件以上が「虐待にあたる」「京都のイメージダウン」などと反対だった。 朝日新聞社

\*\*\*\*\*

■Subject: 産経の記事

{迷惑} → 「マナー」に 京都市議会が修正条例案可決 動物愛好家に配慮  
<http://www.sankei.com/west/news/150320/wst1503200066-n1.html>

無責任に野良猫にエサを与えることなどを禁じる京都市の「動物による迷惑等の防止に関する条例案」について、市議会は20日の本会議で、条例案の名

称を「動物との共生に向けたマナー等に関する条例」に改称し修正可決した。また、周知期間が必要だとして、施行日を4月1日から7月1日に延期。罰則は原案通り10月1日から施行する。

「迷惑」の言葉が動物愛好家らの誤解を招くとして、名称を変えた修正案を自民が提出。自民、民主などの賛成多数で可決した。

自民市議は修正案の提案理由を「動物が迷惑をかけてしまうような印象を与えるため、京都動物愛護憲章に掲げている本来の趣旨の『共生』を前面に打ち出した」と説明した。

## ■野良猫に餌をやったら5万円の罰則!? 京都市の「野良猫餌やり規制」は何が問題か？

<http://www.bengo4.com/topics/2817/>

2015年03月17日 12時16分 弁護士ドットコムニュース

野良猫に不適切な餌やりをしたら、5万円以下の制裁金！京都市議会で審議されている「動物による迷惑等の防止に関する条例」が波紋をよんでいる。

京都市が2月から3月にかけての議会に提案した条例案では、「所有者等のない動物」に餌やりをする場合、「適切な方法」が求められ、「周辺の住民の生活環境に悪影響」を及ぼすような餌やりを禁じている。この規制に違反すると「5万円以下の過料」を科すというのだ。

### ●猫以外の鳩やアライグマも規制の対象

では、条例案があげている「所有者等のない動物」とは何だろうか？

京都市に話を聞いてみると、「実際に住民から相談が寄せられる、猫、鳩、カラス、アライグマなどを想定しています。ただ、圧倒的に多い動物としては、猫です」(保健福祉局保健衛生推進室保健医療課)という。

そこで、この条例は、所有者等のない猫、つまり、「野良猫」への規制だと騒がれているのだ。わかりやすくいえば「野良猫餌やり禁止条例」というわけだ。

厳しすぎる対応にも思うが、この条例案を提出するまでに、京都市も手をこまねいていたわけではない。市では「まちねこ活動支援事業」と名付け、町内会の同意をとった有志の住民が、野良猫の避妊去勢手術や世話をする活動を支援してきた。

しかし、糞尿などによる被害の訴えが一向に減らなかったため、今回の条例提案に踏み切ったのだと

いう。議会の会期末は3月20日。それまでに成立すれば、4月1日に施行される見通しだ。

### ●法律では「愛護動物」として守られる立場

はたして、この「野良猫餌やり禁止条例」は、法的に問題ないのだろうか。条例案では、野良猫の餌やりを規制しているだけでなく、猫は屋内で過ごさせるようにと提唱されている。猫の自由が大幅に制限されているように感じるが…。

「実は、その点は京都市の条例案がはじめてではなく、『家庭動物の飼養保管基準』という環境省令ですでに定められています」

こう指摘するのは、動物の法律問題に詳しい細川敦史弁護士だ。

「放し飼いの猫は、交通事故や猫同士のケンカによる負傷、病気などのリスクがあります。そこで、むしろ猫を守るために、飼い主に一定の義務を課しています。努力義務という緩やかな形での法規制であり、厳しすぎることはないと考えます」

では、野良猫への餌やりを禁じるのは、どんな問題があるのだろうか？

「主に猫の餌やりとの関係で、法律上の問題と、野良猫対策の現場への悪影響といった問題を含んでいます。

まず、今回の条例案では『周辺の住民の生活環境に悪影響を及ぼすような給餌』が禁止の対象とされており、具体的な基準は、必要に応じて市長が決められるとあります。

一方で、法律では、所有者のいない猫に餌をやること自体は、禁止されていません。むしろ、動物愛護管理法では、猫は所有者の有無にかかわらず、『愛護動物』として、虐待や遺棄から守られる地位にあります。

こうした法律の条文や趣旨からすると、猫の餌やりを規制することは、原則として慎重であるべきと考えられます」

### ●かえって「住民間の対立」を招くおそれ

条例案を出すまでには、市民からの苦情対応に追われた経緯もあるようだ。

「もちろん、駐車場など私有地での勝手な餌やりや、公園などで餌を片づけずに放置することは、問題です。また、不妊去勢手術を施さず、猫の頭数管理をしない単なる餌づけ行為は、動物愛護の観点からも、いかななものかと思えます。

ただ、だからといって、曖昧な基準をもって、条例で餌やりを規制しなければならないのかどうかということは、別に検討する必要があると思えます」

法律上の問題だけでなく、住民間にわだかまりが生じるようなことにならないか。

「猫への餌やりをめぐっては、過去に、住民間の暴力・脅迫事件などのトラブルや自殺未遂に発展したケースもあるほど、難しい問題です。

野良猫問題について、2005年に東京都が作成したガイドブックにも、餌やりを禁止しても感情的な対立を生むだけで問題は解決しない、との指摘があります。

条例を制定した自治体の意図が住民に理解されず、また、拡大解釈されることで、誤解による住民間の対立を招くおそれが大きいのです。2008年に同種の条例が導入された東京都荒川区でも、実際に住民間の感情的な対立があり、所有者のいない猫の対策事業が非常に難しくなっています」

### ●平安時代の宇多天皇は猫好きだったらしいが・・・

細川弁護士は、この条例案をどう評価するのだろうか。

「今回の京都市の条例案が成立した場合、自治体として取り組んでいる『まちねこ活動支援事業』に支障が生じる可能性や、住民同士のトラブルを招くおそれがあるでしょう。

今回の条例については、市としても十分な時間をかけて検討を重ねてきたと想像しますが、多くの反対意見の中にある、説得的・合理的な指摘を素直に受け止めて、ときには踏みとどまる勇気も大事ではないかと思います。

余談ですが、京都・平安時代の宇多天皇は、非常に猫好きであったとされています。その京都において、1000年以上の後世に、猫への餌やりを巡って賛否の議論をしているとは、夢にも思われたいことでしょう」

### ■犬猫救済の輪 ブログより

☆「京都市動物による迷惑の防止に関する条例」は殺傷事件の引き金にもなりかねない危険があります。

条例は野良猫へのえさやりに不満を持っている住民が給餌者に文句を言うためのうってつけの口実となります。その結果、条例を持ち出して誰彼かまわずに強い口調で文句を言う場面が出てきます。

感情の対立を激化させ、殺人事件にまで発展する危険性が高いのです。危険極まりないことです。

現実にえさやりをめぐる殺人事件まで発生しています。ご参考までにえさやりを注意したこと等が原因の殺傷事件の例をあげました。

2008年に川崎市で起きたサバイバルナイフを用いての刺殺事件の後、当会では残された多頭の猫達の給餌等の世話にあたりました。その事件の悲惨さを身をもって体験しておりますため、ひと言申し上げます。本条例案から「猫については完全に除外する」ことを要望いたします。

野良猫へのえさやり等への注意が原因の殺傷事件例

無職男性(57)2014.11.19 福岡市東区

路上で近くの男性から「野良猫に餌をやるな」と注意されたことに激高、男性を押し倒して顔面を殴り、全治5日間のけがを負わせ傷害容疑で逮捕。

穴井良夫(65)2011.3.30 静岡県湖西市

野良猫に餌やりしていた公園で、市の職員と共に野良猫を駆除していた男性にカッターナイフを突きつけて脅し、暴力行為容疑で逮捕。逮捕するため自宅に訪れた警察官も殴りつけ、傷害の現行犯。

坂本とし子(58)2011.3.4 千葉県勝浦市

猫の飼育方法を指導しに来た保健所職員の顔をひっかいたとして、公務執行妨害と傷害容疑で現行犯逮捕。

高田正雄(69) 2008.6.5 川崎市

アパートの大家に餌やりを注意されて逆上し、サバイバルナイフで大家を刺殺、義理の娘に切り付け、殺人容疑等で逮捕。

中田光一(70) 2007.7.27 大阪市

苦情を言いに来たアパートの隣人を包丁で刺し、殺人未遂容疑で逮捕。

中島数男(73) 2005.4.24 兵庫県尼崎市

猫の餌付けに苦情を言った人の部屋へ包丁を持って押し込み乱闘に。暴力行為(脅迫)容疑で逮捕。

荒木正道(60) 2005.8.29 埼玉県吹上町

猫糞で迷惑していた隣人を金属バットで小突くなどして、傷害容疑で逮捕。

藤田英久(52) 2003.12.8 大阪府貝塚市

電車に轢かれた猫の仕返しに、線路に自転車のタイヤや段ボール、石などを置き、往来危険容疑で逮捕。

静岡県伊東市の老人(81歳) 2006.8.24

ペット禁止の市営住宅で猫を放し飼いしていることを市に告げ口されたと妄想、上の階に住む姉妹に言い掛かりを付けた挙げ句にノコギリで殴り、傷害容疑で逮捕。

\*\*\*\*\*

日常的に、猫の餌やりさんは、常に孤独で、経済的にも厳しく、活動は危険で、汚く、無理解な住民に怒鳴られ、追い詰められています。条例でさらに追い詰められれば、人格崩壊も起こしかねません。

罰則より、支援を！本来は行政が行うべきことを、住民が肩代わりさせられているのです。

\*\*\*\*\*